次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。 銀行代理業者 ｜ 権限 株式会社三井住友銀行 ｜ ［略］ ［略］	**第五条**　［同上］ 銀行代理業者 ｜ 権限 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 株式会社三井住友銀行 ［同上］ ｜ ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第百四十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一～七十　（略） 七十一　フルルビプロフェン 七十二～八十一　（略） 八十二　ポリカルボフィルカルシウム 八十三～九十一　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十五号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一～七十　（略） （新設） 七十一～八十　（略） （新設） 八十一～八十九　（略）

○厚生労働省告示第百四十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一～七十二　（略） 七十三　フルルビプロフェン 七十四～八十三　（略） 八十四　ポリカルボフィルカルシウム 八十五～九十五　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一～七十二　（略） （新設） 七十三～八十二　（略） （新設） 八十三～九十三　（略）

○厚生労働省告示第百五十号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十七号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医